

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

# 加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail [info@kamocci.or.jp](mailto:info@kamocci.or.jp)(代表)

NO. 380 号 / R3. 1. 4 発行

## ◆持続化給付金の申請をお忘れなく！

# 1月15日（金）締め切り

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が前年同月比で50%以上減少していませんか？対象になるのか分からない、申請方法が分からない…⇒そんな時はお気軽にお電話ください！～

【給付上限】 法人企業：200万円 個人事業主：100万円

【算定方法】 前年の総売り上げ（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）

【事前準備いただく書類等】

① 法人企業の場合

- 確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
- 法人名義の口座通帳

② 個人事業者等の場合

- 確定申告書第一表の控え、決算書等
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
- 申請者本人名義の口座通帳 ▪ 本人確認書類



(注) 確定申告書の控に税務署の收受日付印（e-Taxの場合は受信通知）が無い場合は、税務署発行の納税証明書が必要ですのでご注意ください。

## 会議所で申請可能です。

## 申請手続きをご希望の方は

## 早めにお電話ください！

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／山本、明間）まで。

## ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した方へ

# 令和3年度固定資産税・都市計画税軽減のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少された中小企業者、個人事業主に  
対して、所定の手続きにより、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に  
係る固定資産税・都市計画税が軽減されます。

### 【対象となる方】

※次の3つ全てに該当する中小事業者・個人事業主

① 令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月の期間(対象期間)の事業収入が、  
前年同月期間比で30%以上減少していること。

※事業収入には、持続化給付金や雇用調整助成金など事業外収入は含みません。

② 法人の場合…資本金の額または出資金額が1億円以下で、大企業の子会社でないこと。  
資本金または出資を有しない法人のうち従業員が1,000人以下。

個人の場合…常時使用する従業員が1,000人以下。

③ 事業者名義(個人の場合は事業主名義)の償却資産や事業用家屋を所有していること(自  
宅の一部を事業用を使用している場合も含まれます)。

### 【軽減の内容】

償却資産及び事業用家屋(店舗・事務所・工場・倉庫など)の固定資産税を下記の区分  
で軽減します。※土地は軽減対象外です。

減少率 30%以上50%未満

1/2 軽減

減少率 50%以上

全額減免

### 【必要書類】

① 事業収入の減少を証明する書類(会計帳簿、青色申告決算書、収支内訳書の写し等)

※令和元年と令和2年分が必要です。

② 特例措置に係る申告書(会議所、税理士、金融機関等が発行します)

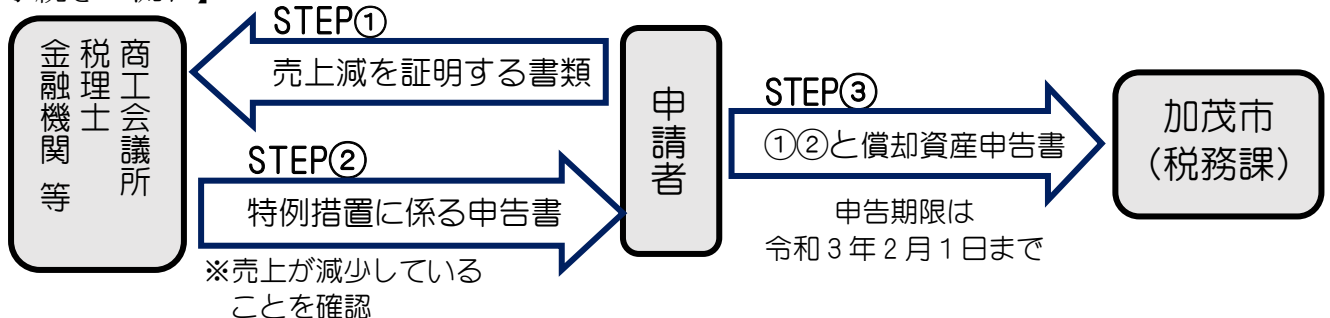
③ 令和3年度償却資産申告書、種類別明細書(償却資産について申告する場合)

※事業用家屋について申告する場合

・ 特例対象家屋の事業割合を示す書類(青色決算申告書、収支内訳書の写し等)

・ 特例対象資産一覧

### 【手続きの流れ】



### 【申告期限】

令和3年2月1日(月)までに加茂市税務課 資産税係(TEL:52-0080)へ申告してください。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/山本、明間)まで。